

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年6月5日（金）10時00分～11時30分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室※

※：本ヒアリングは、テレビ会議システムにて実施

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

菅原企画調査官、川末主任安全審査官、来住管理官補佐、本多主任監視指導官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、山田係員

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、栗崎管理官補佐、  
関主任監視指導官、小島係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

課長他5名

大洗研究所

課長他2名

核燃料サイクル工学研究所

課長他5名

敦賀廃止措置実証本部

部長他19名

人形峠環境技術センター

課長他7名

安全・核セキュリティ統括部

課長他5名

5. 要旨：

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から令和2年5月11日に申請のあった、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の保安規定変更認可申請について、原子力機構から資料1及び資料2に基づき保安規定の変更にあたっての概略、要点について、資料3及び資料4により品質マネジメントシステムに係る変更について、資料5及び資料6により、各保安規定の変更点について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、以下の点についてコメントした。

○「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」に記載の内容のうち、「～を含む。」等、実質要求事項に該当するものについては、保安規定に含めること。

○本年4月1日に施行された規則等の考え方を踏まえ以下の事項について保安規定に含めること。

・ 品質マネジメントシステムに関連する事項として、「原子力施設の保安のため

の業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下、「品質管理基準規則」という。)において「手順書等」と記載されている6つの文書及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするための文書の名称を含めること。各項目の主語については、役職等を具体的に記載すること。

- ・ リスクを自らとらえて改善する活動の要求が品質管理基準規則に含まれたことを踏まえ、是正措置の条文にCAP活動に係る事項について網羅されていることを説明すること。
- ・ 放射線管理及び廃棄物管理において、ALARAの精神に基づく活動を記載すること。
- ・ 許可で平常時の環境モニタリングについての記載があれば、これを保安規定においても記載すること。
- ・ 使用前事業者検査、使用前検査、定期事業者検査の独立性の内容について本文に記載すること。
- ・ 施設管理については、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドについて」を参考として、施設単位で定めること。特に施設管理の目標。

○保安規定の審査基準で新たに追加となった要求事項について、当該保安規定が満たしていることを明確にするため、保安規定のどこに記載があるか(既認可で既に満たしていたものを含む。)について、説明資料で示すこと。

(3)原子力機構より、(2)について整理、検討を行い、次回以降説明するとの回答があった。

## 6. 配付資料

- ・ 原子力機構からの配付資料
  - 資料1 新検査制度関連審査に係る対応状況
  - 資料2 検査制度見直しに伴う保安規定改定案の要点について
  - 資料3 各原子力施設の保安規定審査基準(2020.2.5版)の記載内容
  - 資料4 品質管理基準規則及びその解釈と品質管理計画(設置許可等の申請書本文、保安規定)
  - 資料5 保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表
  - 資料6 JAEA 保安規定変更認可申請事項整理表